

議案第53号

鹿児島県証紙条例を廃止する条例制定の件

鹿児島県証紙条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県証紙条例を廃止する条例

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の鹿児島県証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第5条の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下「未使用証紙」という。）は、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 未使用証紙を保有する者（旧証紙条例第5条に規定する証紙販売人（以下「証紙販売人」という。）を除く。）は、令和13年9月30日までの間に限り、規則で定めるところにより、その保有する未使用証紙を知事に返還して、券面額の合計額の還付を受けることができる。

4 証紙販売人は、施行日前に買い受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、当該返還をした者に対し、規則で定めるところにより、返還した証紙の券面額の合計額から旧証紙条例第11条に規定する収入証紙販売手数料に相当する額を差し引いた額を還付するものとする。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

5 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項を削る。

（興行場法施行条例の一部改正）

6 興行場法施行条例（昭和59年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

（提案理由）

鹿児島県収入証紙制度を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。